

## 紛争解決了解 ([DSU](#))<sup>1</sup>

- 強制管轄権 6 条 1 項
- 排他的管轄権? 23 条 1 項

## 韓国による日本の水産物輸入規制

- 日本による申立て・協議 ([パネル報告書](#)パラ 1.2-1.3)
  - DSU 4 条
- 日本によるパネル (小委員会) 設置申請 (パラ 1.4-1.5)
  - DSU 6 条
- パネルの構成 (パラ 1.6)
  - DSU 8 条
- 第三国参加 (パラ 1.7)
  - DSU 10 条
- 作業手続採択 (パラ 1.8)
  - DSU 12 条 1 項
- 主張書面提出 (パラ 1.9-1.10)
  - DSU 12 条 6 項
- 口頭弁論 (パラ 1.9-1.10) “meeting”
  - DSU 15 条 1 項、Appendix 3
- パネル報告書暫定版送付 (パラ 1.11)
  - DSU 15 条 1 項 (記述的部分)
  - DSU 15 条 2 項 (全体)
- パネル報告書提出 (パラ 1.13)
  - DSU 15 条 2 項
- パネル報告書の内容<sup>2</sup>
  - DSU 15 条 2 項・3 項
  - [SPS 協定](#) 5 条 6 項違反 (パラ 8.2)
  - SPS 協定 2 条 3 項違反 (パラ 8.3)
- 韓国による上訴 ([上級委報告書](#)パラ 1.6)
  - DSU 17 条 4 項

---

<sup>1</sup> 柳赫秀 (編)『[国際経済紛争解決手続法](#)』(博英社、2023 年) 第 2 部。

<sup>2</sup> 濱田太郎「福島原発事故と韓国による日本産水産物の輸入規制」『平成 30 年度重要判例解説』[ジュリスト](#) 1531 号 (2019 年) 284 頁。

- 上級委報告書の内容<sup>3</sup>
  - SPS 協定 5 条 6 項違反・2 条 3 項違反について (パラ 6.2-6.3)
    - ◇ パネル判断に誤りあり (パラ 6.2.a, 6.3.a)
    - ◇ したがってパネル判断を覆す (パラ 6.2.b, 6.3.b)
  - 「韓国に違反はない」と述べていないのはなぜ?<sup>4</sup>
    - ◇ DSU 17 条 6 項
    - ◇ DSB における議論 [WT/DSB/M/428](#)
      - 日本 パラ 9.3
      - カナダ パラ 9.13
      - NZ パラ 9.15
      - EU パラ 9.17
- 上級委報告書の採択 2019 年 4 月 26 日
  - WT/DSB/M/428 パラ 9.27

## 中国による日本の水産物輸入規制

- 中国による通報
  - 根拠規定 SPS 協定 7 条、Annex B
  - [ePing](#) で検索
    - ◇ Search notifications をクリック
    - ◇ Area (SPS, TBT) で SPS を選択
    - ◇ Notifying Member で China を選択
    - ◇ 自動的に出てくる一覧で、2023 年 8 月 31 日の G/SPS/N/CHN/1283 をクリック →中国の通報が出てくる
- 日本による反論
  - [外務省ウェブサイト](#)
  - [SPS 委員会](#) (SPS 協定 12 条) での議論 (同条 2 項)
    - ◇ [ePing](#) で検索
      - Search trade concerns をクリック
      - Area (SPS, TBT) で SPS を選択
      - Member(s) raising で Japan を選択

<sup>3</sup> 川瀬剛志「日本産水産物輸入規制事件の上級委員会報告」『令和元年度重要判例解説』[ジュリスト](#) 1544 号 (2020 年)

<sup>4</sup> 川瀬剛志「韓国・放射性核種事件にみる WTO 紛争解決手続きの限界」[国際問題](#) 686 号 (2019 年) 17 頁、高島忠義「[韓国の日本水産物等輸入規制事件について](#)」[法学研究](#) 93 卷 4 号 (2020 年) 45 頁。

- 自動的に出てくる一覧で、2023 年 11 月 15 日の China;...をクリック
  - November 2023 SPS Committee meeting の Japan をクリック  
→現時点では情報が非公開であることがわかる
- 現時点で DSU4 条に基づく申立てはなし<sup>5</sup>

## 対抗措置

- [外務報道官談話 2004 年 8 月 31 日](#)
- 日本による対抗措置申請 DSU 22 条 2 項
- 米による仲裁申立 DSU 22 条 5 項
- 「対抗措置」?<sup>6</sup>

## 上級委員会問題

- [2023 年版不公正貿易報告書](#) 第 II 部第 17 章「WTO の紛争解決手続」468 頁<sup>7</sup>
- [上級委員会](#)
- [多国間暫定上訴仲裁アレンジメント](#)
  - 不公正貿易報告書 (上記) 470 頁
  - [日本の参加](#)
  - [同アレンジメントに基づく上訴事例](#)

---

<sup>5</sup> 川瀬剛志「[経済的威圧としての中国による対日水産物禁輸](#)」RIETI Special Report 2023 年 8 月 29 日。

<sup>6</sup> 小寺彰『[パラダイム国際法](#)』(有斐閣、2004 年) 217-218 頁。

<sup>7</sup> さらに、川瀬剛志「WTO 上級委員会危機と紛争解決手続改革」寺谷広司・伊藤一頼 (編)『[国際法の現在](#)』(日本評論社、2020 年) 296 頁、伊藤一頼「WTO 上級委員再任拒否問題を再考する」[日本国際経済法学会年報 27 号 \(2018 年\)](#) 97 頁、福永有夏「WTO 協定解釈に関する上級委員会の任務と加盟国の権限」柳原正治ほか (編)『[国際法秩序とグローバル経済](#)』(信山社、2021 年) 287 頁、宮岡邦生「WTO 上級委員会問題の本質」木村福成・西脇修 (編)『[国際通商秩序の地殻変動](#)』(勁草書房、2022 年)。